

## 三豊市歴史公文書の利用等に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、三豊市公文書等の管理に関する条例（平成27年三豊市条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、歴史公文書の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### (目録の作成及び公表)

第3条 条例第13条第4項の規定により作成する目録に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 書架番号
- (2) 名称
- (3) 完結年度
- (4) 当該歴史公文書を所管していた実施機関
- (5) 公開の区分

2 市長は、条例第13条第4項の目録について、三豊市文書館に備えて一般の閲覧に供する方法等により公表しなければならない。

### (利用制限の基準等)

第4条 条例第14条第2項に規定する時の経過を考慮する基準（以下「利用制限基準」という。）は、別表のとおりとする。

2 市長は、歴史公文書の利用請求があった場合において、利用制限基準に該当するときは、利用を制限することができる。

### (本人であることを示す書類)

第5条 条例第15条の利用請求をしようとする者は、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券その他これらに類する書類で市長が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。

### (利用請求の手続)

第6条 条例第16条の規定により、歴史公文書を利用しようとする者は、歴史公文書利用請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (掲載等の申請)

第7条 写しの交付を受けた歴史公文書について、掲載等を希望する者は、掲載等をしようとする歴史公文書に著作権、所有権等を有する者があるときは、あらかじめその者の同意を得なければならない。

2 歴史公文書の掲載等をした者は、当該歴史公文書の掲載等により著作権等の問題が生じたときは、自らの責任においてその問題を処理しなければならない。

(利用決定通知等)

第8条 市長は、条例第17条第1項又は第2項の規定により利用請求に係る決定をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により請求者に通知する。

(1) 歴史公文書の全部を利用させる旨の決定をしたとき 歴史公文書利用決定通知書（様式第2号）

(2) 歴史公文書の一部を利用させる旨の決定をしたとき 歴史公文書一部利用決定通知書（様式第3号）

(3) 歴史公文書の全部を利用させない旨の決定をしたとき 歴史公文書利用制限通知書（様式第4号）

(利用決定等期間延長通知)

第9条 市長は、条例第17条第4項の規定による通知は、歴史公文書利用決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

(利用決定等期間特例延長通知)

第10条 市長は、条例第18条の規定による通知は、歴史公文書利用決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(歴史公文書の利用に対する意見照会書等)

第11条 条例第19条第1項の規定による通知は、歴史公文書の利用に対する意見照会書（様式第7号）により、同条第2項の規定による通知は歴史公文書の利用に対する意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第19条第1項及び第2項の規定による意見書は、歴史公文書の利用に対する意見書（様式第9号）によるものとする。

3 条例第19条第4項の規定による通知は、歴史公文書の利用決定に係る通知書（様式第10号）により行うものとする。

(電磁的記録の利用の方法)

第12条 電磁的記録の利用方法は、三豊市情報公開条例施行規則（平成18年三豊

市規則第13号) 第7条の規定を準用する。

(歴史公文書の実施機関による利用)

第13条 実施機関が歴史公文書を職務上利用しようとするときは、行政文書の取扱いに準じて行うものとする。

(費用負担)

第14条 条例第21条第2項の規則で定める額については、三豊市情報公開条例施行規則第8条の規定を準用する。

(不服申立て)

第15条 条例第22条第2項の規定による通知は、公文書等管理委員会諮問通知書(様式第11号)により行うものとする。

(歴史公文書の廃棄)

第16条 条例第25条の規定による廃棄は、著しい劣化によりその判読及び修復が困難となったため利用できなくなったこと、その他の事情により歴史資料として重要でなくなったと認められる歴史公文書について行うことができる。

2 市長は、前項の規定により廃棄される歴史公文書について、その廃棄に関する記録を作成するものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、歴史公文書の利用等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

## 利用制限基準

情報区分	内容		具体例	利用制限期間
個人情報 三豊市個人情報保護条例第2条第1項に規定する個人情報(同条例第7条第2項各号に該当する場合を除く。)	個人の基本属性等一般的な情報	氏名、生年月日、性別、住所等	完結年度の翌年度から30年間	
	個人の秘密	学歴、職歴、財産、所得、採用、選考、任免、勤務評定、服務等	完結年度の翌年度から50年間	
	個人の重大な秘密	国籍、人種、民族、家族、親族婚姻、信仰、思想、感染性疾病、身体障害、健康状態等	完結年度の翌年度から80年間	
	個人の子孫に影響する特に重大な秘密	門地、遺伝性疾病、精神障害その他これらに類する健康状態、犯罪歴、補導歴等	完結年度の翌年度から100年以上(100年経過時点で再判断)	
法人等情報 三豊市情報公開条例第7条第2号に該当する法人等情報				完結年度の翌年度から30年間(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第6項に規定する営業秘密に該当する情報については、30年経過時点で再判断)
事務又は事業に関する情報 三豊市情報公開条例第7条第4号に該当する事務又は事業に関する情報				完結年度の翌年度から30年間
公共の安全等に関する情報 三豊市情報公開条例第7条第5号に該当する公共の安全等に関する情報	刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の執行に関する情報	完結年度の翌年度から30年以上(30年経過時点で再判断)		
法令秘情報 三豊市情報公開条例第7条第6号に該当する法令秘情報				完結年度の翌年度から30年以上(30年経過時点で再判断)
非公開約束情報 三豊市個人情報保護条例第16条第3号イに該当する非公開約束情報				完結年度の翌年度から80年間

様式

(省略)

